

生徒規則

本校生徒は、誇りと自覚を持ち、学業に励み、心と技を磨き、たくましい体力と実践力の涵養に努め、学校や地域、社会の発展に貢献できる人材になるために、生徒規則を守らなければならない。

方針

- ① 誇りと自覚を持ち、責任ある行動をとる
 - (ア) 学業を第一とし、文武両道に励む
 - (イ) 規律を守る
 - (ウ) 礼儀・礼節を大切にする
- ② 命を大切にする
 - (ア) いじめ防止
 - (イ) 事故・事件に気を付ける
- ③ 挨拶の励行
- ④ 時間・期限の厳守
- ⑤ 面接試験に臨める頭髪・服装

第1条 通学

1. 通学方法は徒歩、自転車、保護者の運転する自動車、またはIR、路線バス等の公共交通機関を利用すること。それ以外の通学手段は一切禁ずる。
2. 交通ルールを守り、安全に留意すること。
3. 自転車通学を希望する生徒は届を提出し、許可を得ること。その際、許可された自転車には指定ステッカーを貼ること。交通違反があった場合には許可を取り消す場合がある。
4. 時間に余裕を持って登校し、8時25分には教室で着席していること。

第2条 校内生活

1. 欠席・欠課（学校を欠席する・授業を欠ける）

保護者が7時30分～8時20分までに直接学校へ連絡すること。
2. 遅刻
始業時刻8時30分に教室で着席していない場合は遅刻とする。その際、生徒指導室に遅刻届を提出してから教室に入ること。
3. 早退、外出
事前にホーム担任(以下、HRA)もしくは副担任の許可を得て、早退届もしくは外出届を提出すること。
4. 公認欠席（公認欠課）

公認欠席願は、HRA及び部活動顧問等を経て学校長の許可を得なければならない。また次の場合公認欠席とする。

 - ・ 教育活動に関するもの
 - ・ 高体連高文連高野連等の派遣
 - ・ その他、学校長が認めるもの
5. 出席停止（別に定める出席すべき日数から減ずる措置）

- ・ 忌引（父母7日以内、祖父母・兄妹姉妹3日以内、祖々父母、伯叔父母1日）
 - ・ 就職試験
 - ・ 進学試験
 - ・ 法定伝染病等
6. 登下校時刻
原則、7時00分より生徒玄関から校舎に入ることができる。下校時刻は19時30分とする。その他の場合は、担当教諭や部活動顧問等の指導の下、登下校を行う。
7. 貴重品管理・所持品
貴重品（財布・スマートフォン等携帯電話・定期券等）は、各自の玄関ロッカーにて施錠管理すること。また、所持品にはすべて記名し、自己管理すること。
8. 遺失物・拾得物
校内における遺失物や拾得物は、生徒指導室に届け出ること。
9. 設備・備品の破損
誤って破損が生じた際には、HRAもしくは総務課に届け出る。原則、当事者が実費弁償をする。別途、状況確認は生徒指導課で行う場合がある。
10. 掲示物等
必要がある際には、関係する係へ届け出ること。
11. その他
学習に不要な物や高額な物を持ち込まないこと。不必要な物品の持ち込みが発覚した場合には、学校で預かり、HRAから保護者に返却する。

第3条 校外生活

1. 外部諸団体への加盟・参加・出場等については、HRAを通じ学校長の許可を得る。
2. 深夜の外出及び出入り禁止施設等
深夜は外出してはならない。風営法およびいしかわ子ども総合条例で入場が禁止されている飲食店や遊技場（マージャン・パチンコ等）、公営競技場（競馬場・競艇場等）には立ち入らないこと。
3. 合宿等
部活動合宿をする際には、部活動単位で関係する係へ届け出ること。
4. アルバイト
1年生は原則、アルバイトを禁止する。2・3年生は単年度の許可制とし、許可願を提出すること。以下の条件をすべて満たす場合のみ許可するが、状況によって取り消すことがある。
 - (ア) 学習、部活動、学校生活に支障のないようにすること
 - ・ アルバイトは週に3日以内とし、21時以降は禁止する
 - ・ 考査1週間前から考査期間は禁止する
 - (イ) 下記の条件に該当する場合、アルバイトは許可しない
 - ・ 欠席および遅刻が学期内に5回を超える者
 - ・ 各学期において成績不振（CCC）が1科目以上ある者
 - ・ 容儀指導等において指導改善されない者
 - ・ その他、学校生活に支障のある者
 - (ウ) 下記の事業所や業務に従事する場合は許可しない
 - ・ 自動車、バイク等の運転をする業務
 - ・ ホテル、旅館等で接待する業務

- ・ 遊技場（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等）、酒類を主として提供する飲食店（居酒屋、スナック等）
 - ・ その他、危険を伴う業務や健康を害する業務
5. 自動車運転免許取得（自動車学校入校）
- 就職または進学が内定した3年生に限り、以下の条件をすべて満たす場合のみ自動車運転免許取得（自動車学校入校）を許可する。許可願を提出すること。（縁故採用の場合も同様）
- （ア）交通規則を遵守できる者。（自転車交通違反が多いものは許可しないこともある）
 - （イ）自動車運転免許取得に関することで、考査、学校行事、集会日、自宅学習期間中の登校日を欠席、遅刻、早退してはならない。通常授業の場合も同様とするが、修了検定および卒業検定、運転免許試験が平日のみ実施される場合は除く。その場合は「欠席・欠課」となる。
 - （ウ）合宿免許は上記条件を満たし、2月の自宅学習期間以降とする。
 - （エ）学年を問わず、原動機付自転車および自動二輪車の運転免許取得は許可しない。
 - （オ）免許取得後は担任および生徒指導課に報告すること。
 - （カ）運転免許証は保護者が管理し、卒業式当日までの運転は禁止する。

第4条 交通

1. 法令を遵守し、交通安全に努めること。
2. 交通事故から自身を守るだけでなく、周囲への思いやりをもって交通道徳を心がけること。
〈自動車および自動二輪車等〉
3. 本校生徒の自動車の運転は厳しく禁ずる。
4. 原動機付自転車（電動キックボード含む）や自動二輪車の運転も厳しく禁ずる。また、保護者等の運転する場合を除き相乗りも禁ずる。
〈歩行〉
5. 歩きスマホなど、ながら歩行はしないこと。
6. 道幅に広がったり、歩道や道路をふさいだりしないこと。
〈自転車〉
7. 自転車は定期的に点検整備し、許可された自転車を運転すること。
8. 学校や駅周辺の駐輪場を利用する際には、指定の場所に駐輪し二重ロックをすること。
9. 自転車運転の際には、ルールとマナーを守ること。並進走行、傘さし運転、二人乗り、ながら運転（スマホ等閲覧及び操作、イヤホン、飲食など）、無灯火運転はしないこと。
10. 交通事故の被害軽減のために、自転車用ヘルメットを着用すること（努力義務）。
〈公共交通機関〉
11. 乗降の際には所定の位置で列をつくり順番を守ること。割り込みや列を乱さないこと。
12. 登下校の際に、イオンモール新小松等商業施設専用のバスには乗らないこと。
13. 乗車中の迷惑行為は禁じる（飲食や大声、電話等）。リュック等は、背負わず自分の体の前で保持し、周囲へ配慮すること。座席に荷物を置かないこと。
14. 緊急時には、乗務員の指示に従い行動すること。自分勝手な行動はしないこと。
〈交通事故発生時の処置〉
15. 交通事故に遭遇した場合は、落ち着いて次のような応急措置をとり、速やかに警察、救急、保護者等、学校に連絡すること。（次図は教室掲示・ホームページ掲載）



第5条 その他

- いじめは人として絶対に許されない行為であり、厳しく禁ずる。また、SNS上で誹謗中傷や個人情報特定されるような投稿も厳しく禁ずる。いじめが発覚した際は、本校の「いじめ防止基本方針」に則って対処する。
- 暴力・窃盗・脅迫・飲酒・喫煙・危険ドラッグ・サイバー犯罪等、事情の如何を問わず厳しく禁ずる。
- 男女の交際は明朗、清潔であること。
- 諸願届一覧

内 容	担当・部署	付 記
1. 事前に申し出て学校の許可を得るもの ア) 刊行物の発行、販売 イ) 放送、掲示 ウ) 校内外の集会 エ) 学校外の諸団体への加入・参加 オ) 同好会の結成 カ) 金銭・物品の募集・販売 キ) 校舎・校具の使用	HRA 等	
2. 転居届	HRA	校務支援システム
3. 大会・行事・合宿届	部顧問等	
4. アルバイト許可願	生徒指導課	事前に HRA、部顧問の許可を得ること
5. 自動車運転免許取得(自動車学校入校) 許可願	生徒指導課	事前に HRA の許可を得ること
6. 遅刻届、紛失届、異装届、公欠届	生徒指導課	遅刻届以外は、事前に HRA の許可を得ること
7. 早退届、外出届	HRA	事前に HRA の許可を得ること
8. 自転車通学届	生徒指導課	ステッカー発行
9. 日本スポーツ振興センター給付金請求願	保健室	
10. 在学証明書交付願、定期券購入証明書、学割交付願	事務室	
11. 休・転・退学届	HRA	

第6条 服装・頭髪

- 服装 (p13,14 参照)
 - 制服は本校指定のもののみ着用する。故意に変形させたものは着用を禁止する。
 - 詰襟制服およびブレザーは常に科章をつける。
 - 詰襟制服の下は指定の長袖シャツ、ポロシャツ、ニットセーターを着用する。

- (エ) ブレザーの下は指定のブラウス、ニットセーター、スカート又はスラックスを着用する。
- (オ) スカートは所定のウエスト位置ではき、折り曲げない。
- (カ) ブラウスを着用する際には常にリボンをつける。
- (キ) 夏季制服期間は指定の半袖ポロシャツ、スカートまたはスラックスを着用する。冷房対策としてニットセーターを着用してよい。
- (ク) 夏季と冬季の移行期間は、夏季・冬季の指定制服のいずれでもよく、必要に応じてニットセーターを着用してよい。
- (ケ) 靴下は黒色、紺色、白色の単色を基本とする。公式行事においては、靴下は黒色とし、ブラウスは白色とする。
- (コ) 必要に応じて防寒着を着用してよい。ただし、中には冬季制服を着用する。

2. 校内履

校内生活は所定の上履（購買で注文販売）を着用し、体育・実習時等は所定の靴を履くこと。

3. 鞆

学習用品が入るカバンを携帯すること。高価または華美なものは避けること。

4. 異装

止むを得ない理由で異装をする場合は異装届を提出し、HRA および生徒指導課の許可を得ること。

5. 化粧・アクセサリー等

化粧・アクセサリー（指輪・ピアス・イヤリング・ネックレス・カラーコンタクト等）の着用または使用を禁止する。また、校内への持ち込みも禁止する。ピアスの穴あけも禁止する。

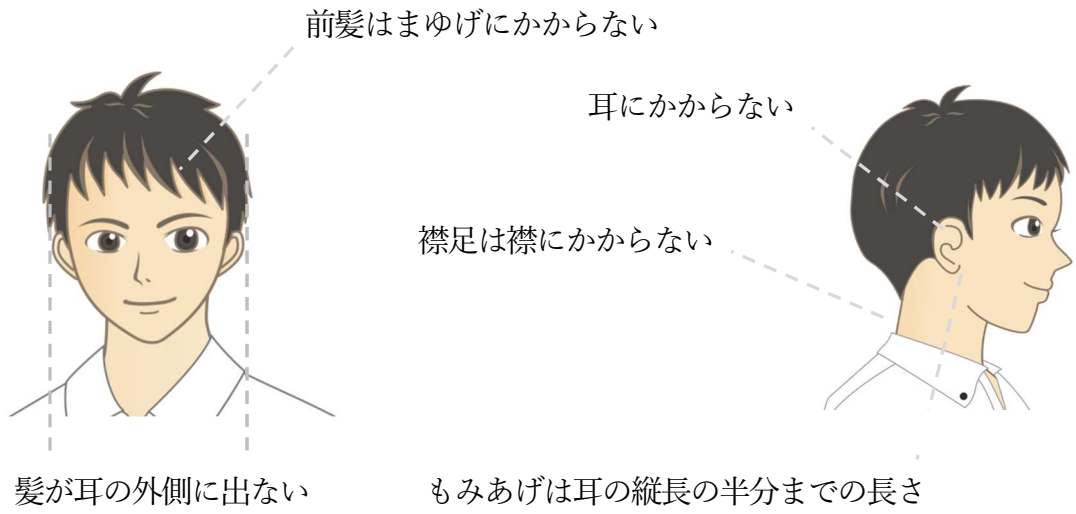
6. 頭髪

- ・「面接試験に臨める頭髪」を基本とし、別図を基準とする。（別図：p13）
- ・常に「すっきり」「さわやか」「清潔」を心がけ、整髪すること。
- ・パーマ、カール、脱色、染色、エクステ、眉・まつ毛の加工等は認めない。

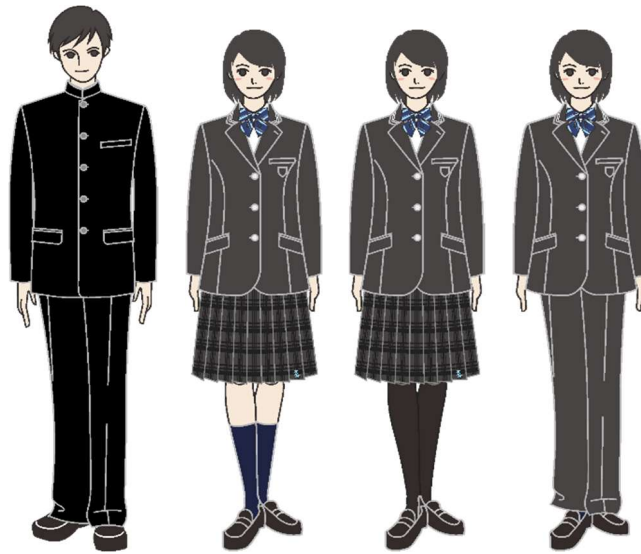
第7条 懲戒

問題行動や生徒規則に反する行為等が発覚した場合には、懲戒や特別な指導の対象となる。

【別図】



【冬季】



【合服】



【夏季】

